

栃木県警察初動捜査の高度化に関する検討委員会設置要綱の制定について

平成22年5月23日

栃刑総第6号ほか

重要凶悪事件等の発生時において、組織の総合力を発揮した初動捜査を展開して、被疑者を現場やその周辺で補足し、又は、証拠物や目撃者の証言等を多角的かつ確実に確保するための必要な施策を総合的に推進し、もって初動捜査の高度化を図るため、栃木県警察初動捜査の高度化に関する検討委員会の設置等について定めている。